令和3年第3回定例会

千歳市議会会議録

第3日目（令和3年9月30日）

△北山敬太議員の一般質問

○山崎議長　次に移ります。

12番、北山議員。

◆12番北山議員　ちとせの未来を創る会、北山敬太でございます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

大項目の1点目、高齢者向け優良賃貸住宅制度について、中項目の1点目、制度の背景と変遷についてお伺いします。

我が国における公的賃貸住宅制度については、昭和26年に施行された公営住宅法に基づき、地方公共団体が建設、管理する公営住宅、平成5年に施行された特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、地方公共団体のみならず、民間の参入も可能となった特定優良賃貸住宅制度などを経て、平成13年に施行された高齢者の居住の安定確保に関する法律、通称、高齢者住まい法に基づき、高齢者の入居を拒まない高齢者円滑入居賃貸住宅、通称、高円賃、高円賃のうち、専ら高齢者のみを賃借人とする高齢者専用賃貸住宅、通称、高専賃などの登録制度とともに、高齢者が安全に居住できるようバリアフリー化され、緊急時対応サービスの利用が可能な高齢者向け優良賃貸住宅、通称、高優賃制度がスタートしております。

平成17年には、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法、通称、地域住宅特措法が制定され、高優賃住宅に係る助成金は同法に基づく交付金として扱われることになり、さらに、平成19年には、地域優良賃貸住宅制度が創設され、高優賃住宅に対する助成は地域優良賃貸住宅として実施されることとなりました。

平成23年には、高齢者住まい法の改正により、高優賃金住宅制度は、その他、高円賃、高専賃制度とともに、サービスつき高齢者向け住宅制度、通称、サ高住として一体化され、地域優良賃貸住宅制度にサービスつき高齢者向け住宅制度が新たに位置づけられております。

このように、高齢者向け賃貸住宅に関する制度は、短期間に目まぐるしく変わってきており、それぞれの制度の特徴と変化してきた理由を理解することができません。

まず、短期間のうちに制度がこのように目まぐるしく変遷した社会背景について、端的に御教示ください。

2点目として、現在、併合している高優賃とサ高住、それぞれの住宅や制度の違いについて具体的にお示しください。

3点目、現在における高優賃制度の法的な位置づけ、また、今後における制度継続の見通しについてお示しください。

中項目の2点目、サーモンリバーハイツへの影響。

当市では、高優賃制度の認定を受けて、平成15年にサーモンリバーハイツが稲穂4丁目に建設され、現在に至っております。当市における高優賃住宅は、このサーモンリバーハイツのみと理解をしておりますが、当時の制度では、60歳以上の単身もしくは夫婦世帯に対して、バリアフリー対応がなされた住宅を建設する場合に、共用部分の工事費の3分の2を国及び地方公共団体が負担、また、原則として収入分位25%以下の世帯に対する家賃の減額分を、20年間にわたって国及び地方公共団体が負担することとなっております。

サーモンリバーハイツについては、1DKから2DKの計36戸に居住するほとんどの世帯が、この家賃補助の対象と聞いておりますが、1点目として、まず、この契約家賃に対する補助金の交付状況についてお伺いをいたします。

次に、この家賃減額分に相当する補助金の交付が、令和4年度いっぱいで切れると伺っております。家賃補助が打ち切られた場合、入居者は、以後、家賃全額を自己負担して居住し続けるか、負担に耐えられない場合は、いわゆる退去を余儀なくされるのではないかと心配になるところですが、このような問題を踏まえて、高優賃制度の維持や、サーモンリバーハイツの運営事業者や入居者に与える影響について、市長の御見解を伺います。

中項目の3点目、今後の市の対応。

今、申し上げたように、リミットまであと1年半と期限の迫る中、施設の所有者と管理会社、また、入居者の皆さんも、どう対応してよいものか、戸惑っているというのが実情のようです。

入居者の家賃負担を考えると、同水準のサービスを受けられるサ高住に転居するのも難しいのではないかと思料いたしますが、要介護状態ではないにしても、今さら何のサービスもない一般の賃貸住宅での生活は難しい方も多数おられるのではないでしょうか。期限が来たから後は知りませんではなく、これらの入居者が不安なく、以後も生活を継続していけるための最大限の支援を市としても取ってあげていただきたいと希望するところです。

そこで、お尋ねをいたしますが、1点目として、市は、この件について、運営事業者とこれまでにどのような協議を行ってきたのでしょうか。

2点目として、高優賃制度の補助対象期間が満了した後も、何らかの措置によって、現入居者がサーモンリバーハイツに住み続けられるような代替策を行政として講じる余地があるのかどうかを伺います。

3点目、いずれにしても、一刻も早く入居者の意向と生活状況を確認し、運営事業者とも合意を得られる着地点を早急に見出すべきと思われますが、今後の市としての対応方針を伺います。

大項目の2、デジタル防災無線の運用について、中項目の1点目、運用の条件。

デジタル防災無線の運用の在り方については、これまでも度々議会で取り上げられており、直近では、前回の第2回定例会で、自民党議員会の飯田議員が一般質問をされました。

これまでの答弁により、防災無線に対する市の運用方針はある程度理解をした上で、改めてお尋ねをしたいと思います。

去る6月25日金曜日、向陽台の若草地区に住む70代の男性が犬を連れて散歩中に行方不明

となり、4日後の29日火曜日に、道道泉沢新千歳空港線を越えた苫小牧市側の草むらで御遺体となって見つかるという大変痛ましい事件がありました。近くで作業中の方が、犬の鳴き声が聞こえるので、近寄ってみたところ、既に息絶えている男性を発見したとのことであります。

お聞きをしたところでは、この男性は、脳梗塞を患った後から、日常的な会話に支障はないものの、軽い認知症などの症状があり、リハビリを兼ねて、自宅から向陽台の入り口にある100年記念の森まで、犬を連れて散歩に出るのが日課だったようであります。

この日、男性が帰宅しないことから心配した家族が付近を捜索したものの見つからず、警察に届け出るとともに、週明けの28日月曜日になって、市に防災無線での呼びかけを依頼したそうですが、市からは、今はSNSやホームページを使って広報するのが主流なので、防災無線で呼びかけるのは得策ではないと断られたとのことであります。

しかしながら、SNSでは、高齢者などには広く認知されないと町内会の役員などからも言われ、既に行方不明から3日が経過していたことから、午後になって、再度、市に直訴をして、ようやく防災無線での呼びかけがされたものの、残念な結果となってしまったわけであります。

このお亡くなりになられた男性の行動については、推測の域を出ませんが、失踪された当日、恐らく100年記念の森から帰る際に、誤って家とは反対の真町泉沢大通側から出てしまい、そのまま泉沢東大通を伝って、臨空工業団地の突き当たりまでさまよい歩いたのではないかと思われます。

さらに、失踪当時、道道泉沢新千歳空港線から桂ゴルフ倶楽部側に向かう道路上で、犬を連れた男性が道に迷っているのを目撃した警備員がいたことが分かりました。この警備員は、男性が認知症を患っているとは分からずに、向陽台の住宅街に向かう道順を教えたそうですが、男性は道道に出る前に左折して林道から奥に迷い込んでしまったようです。

たらればではあるが、防災無線での呼びかけをもう少し早くしていれば、あるいは、目撃者の耳に留まり、男性の命が助かったのではないか、そのことを考えると、非常に心残りであると、事件のてんまつを教えてくださった町内会長もおっしゃっていました。

このような悲劇が繰り返されないためにも、いま一度、デジタル防災無線の運用の手順、条件をしっかり定め、市民にも広く認知していただく必要があるものと感じ、質問をさせていただきます。

本件では、結果として、防災無線での呼びかけが行われたわけですが、御家族からの最初の要請では実施されず、2度目の要請でようやく放送されたとのことであります。

防災行政無線の運用については、千歳市防災行政無線運用管理規程に基づき運用されていると認識しておりますが、なぜ最初の要請で受理できなかったのか。このケースの場合、要請当初の入電から防災無線での呼びかけに至るまでの意思決定はどのような手順で行われたのか。運用統計に抵触するような事実があったのか、市の対応を時系列で詳しく教えてください。

2点目として、防災行政無線の運用について、意思決定権を持つのは千歳市長で間違いないのでしょうか。

3点目、現在のデジタル防災無線は、エリアを限定して放送することが可能なのかどうか、今回のケースではどうだったのか、御教示ください。

中項目の２点目、マニュアルの策定と市民周知。

以前、山口市長は、防災行政無線は、千歳市防災行政無線運用管理規程に基づき運用しており、地震や風水害など、災害対策基本法の規定に基づく災害対策、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づく国民の保護のための措置に関する事項、その他、住民の生命、身体及び財産を保護するために必要な事項を放送の対象としていると答弁されておりますが、市のホームページを検索しても、この千歳市防災行政無線運用管理規程の内容をうかがい知ることはできません。

防災行政無線の運用対象となる、その他住民の生命、身体及び財産を保護するために必要な事項とは具体的に何なのか。行方不明者の捜索、害獣の出没、空き巣被害や不審者情報など、種別に応じてどのような条件がそろえば防災無線運用の対象となり、行政のどこの部署に連絡をすれば最短で受理されるのか。市民から納得していただける運用基準の線引きはどこですべきなのか。このような個別具体例を示したマニュアルを行政の恣意ではなく、市町連などを通じて広く町内会などの声も聞いた上で、この機会に策定し、しっかりと市民に周知されることを強く要望しますが、市長の御所見を伺います。

中項目の３点目、受信機に録音される内容の改善。

現在、町内会館や町内会役員、民生児童委員などには、防災行政無線の戸別受信機が貸与されており、私の自宅にも設置をされております。

この戸別受信機については、録音機能が備わっておりますが、私が使っております限り、緊急地震速報の試験放送、Jアラートのテスト放送などは自動録音されるのに対し、行方不明者の捜索情報などは全く録音されません。行方不明者の着衣や身体的特徴は、聞き漏らした際に、再度、確認する可能性がありますが、試験放送などは二度と聞く必要はなく、全く本末転倒と言わざるを得ません。

この件については、暫定運用の当初から指摘をしているところでありますが、本格運用された現在に至るまで、一向に改善されないのは行政の怠慢と言わざるを得ません。この点がきちんと改善されれば、放送の内容が聞き取れなかった場合でも、戸別受信機を設置している地域の役員等に確認すれば、内容を把握することが可能です。

また、さきに申し上げたマニュアルと併用すれば、何度も同じ放送を繰り返す必要もなく、市民から騒音苦情が寄せられることもなくなると考えます。

この点について、改めて早急の改善を求めますが、市長の御所見をお伺いします。

大項目３、市民に夢と生きがいを与える施策について、中項目の１点目、チャレンジできる環境づくり。

この件に関しては、５年前の一般質問でも同様のお尋ねをさせていただいております。このときの質問では、伝統芸能などの文化を次の世代に伝承していく観点、高齢化の進行による社会保障費の増大を抑制し、健康寿命を延ばす観点、また、趣味やスポーツを通じて自己実現や精神的ゆとりを育むという観点、さらに、多世代が交流し、新しいコミュニティーの創造を促すという観点から、老若男女を問わず、市民があらゆる芸術やスポーツなどにチャレンジできる補助メニューの

創設を提唱させていただきました。
その際の御答弁では、スポーツ振興の取組については、スポーツセンターや武道館における各種用具の貸出し、出前講座による講師の派遣、体育協会が行う無料体験講習会、セガサミーカップゴルフトーナメントの支援を受けた千歳ジュニアスポーツフェスティバルの開催など、また、芸術文化面では、学校行事として演劇鑑賞会や音楽鑑賞会の実施、千歳学出前講座市民編において、書道や生け花、音楽などの芸術文化メニューの充実を図っていることなどをお答えいただきました。
しかし、あれから5年がたっても、スポーツや芸術文化に新たに触れる市民が劇的に増えたという実感はありません。行政があらかじめ用意した限られたメニューから選ぶ、あるいは、単発のイベントを企画するということだけではなく、幅広く、一定期間継続して取り組めるスポーツ教室や文化教室の類いを市民のリクエストに応える形で設置していく、行政が直接やらなくても、施設を管理する指定管理者や民間事業者の力を借りて実現することも可能ではないかと考えます。
先日開催された東京オリンピックでは、スケートボードやスポーツクライミングなどの新種目が生まれました。eスポーツのようなスポーツと文化の垣根を越えた新競技もクローズアップされていますが、テレビゲームは高齢者の認知機能向上にも役立つとのことです。
新しいことに挑戦したい市民の欲求を満たし、心身の健康とともに、明日を力強く生きていくモチベーションの向上に寄与する新たな仕掛けにもぜひ取り組んでいただきたいと考えるところですが、この5年間の成果とともに、今、申し上げたような時代の変化に応じた新たなチャレンジの場づくり、メニューづくりに対する意欲についても御所見をお聞かせください。
中項目の2点目、積極的な情報提供。
今、申し上げたように、前回の御答弁でも、市が取り組むスポーツ振興や社会教育関係の各種メニューを御紹介いただきましたが、せっかく多岐にわたる内容の濃いメニューを用意しているのに、いま一つ情報が広く市民に行き渡っていないのではないかと感じるところです。
その一因として、各種行事の開催情報がそれぞれの所管課か運営団体のホームページなどに分担しており、ピンポイントで関心のある情報にたどり着けないことが考えられます。
前回の質問の場合には、社会教育関係団体や体育協会加盟団体の代表者や連絡先をデータベース化し、要覧ちとせに掲載しているほか、千歳学出前講座のメニュー表などにより情報提供を行っているとの御答弁がありました。
しかしながら、要覧ちとせは、なかなか一般市民が手に取りにくい上に、仮に閲覧したとしても、団体の活動内容や対象者、費用負担の有無などが分からなければ、どこに問い合わせてよいのかも分からないというのが実情ではないでしょうか。
市民参加型のイベントとしては、ほかにも、健康づくりや環境教育、教養講座型のイベントなどがありますが、興味のあるカテゴリーで検索するだけではなく、たまたま暇だから何かないだろうかと探すケースもあるものと考えます。
そこで、まず、お伺いしたいことの1点目として、行政縦割りの広報ではなく、今週末の日曜日にどんなイベントがあるかなとのぞいたときに、外郭団体等が実施するものも含めて、いつ、どこで、

どんな行事があるというのが一目瞭然に分かるよう、ホームページ上で情報の一元化を図ることはできないでしょうか。

２点目として、イメージがつかめるように、既に要覧ちとせや千歳学出前講座でのメニューでデータベース化されている団体や個人の資料を、活動内容や費用負担などの明細、また、実行主体のPRとともに、ホームページに掲載していただくことはできないでしょうか。

３点目として、今、申し上げた一元的なインフォメーションに加えて、市民からの問合せやリクエストにも一括して応答ができる仕掛けをつくっていただくことはできないでしょうか。

以上のような取組により、市民の参加や関心が飛躍的に高まるのではないかと期待するところですが、御所見を伺います。

中項目の３点目、世代間交流事業の推進。

内閣府発行の令和３年版高齢社会白書によると、令和２年１０月１日現在の全国の高齢化率は２８.８％です。本年７月１日現在の千歳市の高齢化率は２３.４％ですから、この数字を見る限り、千歳市はまだまだ大丈夫と思われるかもしれません。

しかし、高齢化率７％以上が高齢化社会、１４％以上が高齢社会、２１％以上が超高齢社会と定義されていますので、千歳市も既に超高齢社会に突入していることを改めて自覚しなければならないと思います。

超高齢社会で最も危ぶまれるのは地域の担い手です。私は、現在、町内会に属していますが、役員の交代が進まないことにより、町内会をベースとした旧来型の市民自治機能は、必要性や行政の希望とは無関係に、当市においても、遠からず、なくなっていくだろうと確信しています。

今後、国から求められている地域包括ケアを進めていくにしても、地域の担い手が存在しない可能性は十分に考えられます。この穴を埋めるには、時代の要請に応じた新しい形のコミュニティーを創造するしかありませんが、今、全国で取り組まれているのが世代間交流の推進です。

私も、世代を超えた人たちの新たな交流で生まれる力に大いに期待をするところです。

５年前の質問の中で、私は、当時、日本ハムファイターズの一員として投打に活躍し、日本一に貢献した大谷翔平選手のことを引用させていただきました。育て方次第で、彼のようなスーパースターがこの千歳の子供たちからも生まれるのではないか、そういった才能を市民が一丸となって応援する、子供から高齢者まで一緒になって夢とロマンを得るような事業が一つくらいあってもよい、そう申し上げました。

３年前には、平昌冬季オリンピックで５つのメダルを獲得したスピードスケート、髙木姉妹の栄誉を祝して、地元の幕別町で開かれた祝勝会の模様を、後日、町議会議員の方から見せていただきました。会場を埋め尽くさんばかりの町民が大声援で姉妹の栄誉をたたえる姿を拝見して、私は、心底羨ましいと思いました。

今、コロナ禍の閉塞感の中にあって、人と人との交流に飢えている市民も大勢いらっしゃるものと思われます。今、申し上げたような市民同士の絆、一体感を、この千歳でも生み出せないでしょうか。子供と高齢者が囲碁や将棋で対局したり、シニアチームとジュニアチームが対戦する野球大会、あるいは、障がい者スポーツの体験会を実施するなど、年齢や障がいの有無などで対象を細

分化するのではなく、逆に、垣根を取り払うことで生まれるマジックにこそ、私は、未来の可能性を感じます。

もう一度、5年前と同じ質問をさせていただきます。

世代を超えて、芸術や文化、スポーツを通じた交流の場から、恐らく若者には褒められることによる向上心や達成感が、高齢者には生きがいや高揚感が生じ、互いに敬意を持って支え合う絆が生まれるものと私は信じますが、世代間交流事業の必要性と推進に対する市長の意欲を改めてお伺いします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○山崎議長　10分間休憩します。

（午後2時59分休憩）

（午後3時10分再開）

○山崎議長　再開いたします。

◎山口市長　ちとせの未来を創る会、北山議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、高齢者向け優良賃貸住宅制度について、制度の背景と変遷についてお答えいたします。

高齢者向け住宅制度につきましては、平成に入り、高齢者世帯が急激に増加する中、高齢者の居住の安定確保のため、国において、高齢者向け優良賃貸住宅をはじめ、様々な形態の住宅が導入されましたが、要介護度が比較的低く、自立して生活できる高齢者に対して、介護、医療と連携して生活を支援するサービスつき住宅の供給を促進する必要があるものとして、それまでの住宅を一本化し、現在のサービスつき高齢者向け住宅制度へと至ったものであります。

次に、現在、併存する高齢者向け優良賃貸住宅とサービスつき高齢者向け住宅の違いについてでありますが、いずれも高齢者の居住の安定確保のために設けられている民間賃貸住宅であり、高齢者向け優良賃貸住宅には、低額所得者に対する家賃減額補助があること、一方、サービスつき高齢者向け住宅には、介護福祉士などのケアの専門家が常駐して安否確認や生活相談を行うとともに、国から改修費の直接補助があるなどの違いがあります。

次に、高齢者向け優良賃貸住宅制度の法的位置づけと今後の見通しについてでありますが、本制度は、平成23年の高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正により、他の高齢者向け住宅とともに廃止され、法律上の位置づけがなくなりましたが、法改正以前に開設をし、認定を受けた住宅の管理期間につきましては、法改正後も継続するとともに、都道府県が認める場合は延長できるものとされております。

サーモンリバーハイツへの影響についてでありますが、契約家賃に対する補助金の交付状況についてお答えいたします。

本制度は、事業者が入居者の居住の安定を図るために家賃を減額する場合、契約家賃と、公営住宅の基準により所得に応じて算定される入居負担基準額との差額相当額を限度に補助を行っております。

当該住宅における家賃は、本来の契約家賃が1戸当たり月4万7,000円から7万円のところ、事業者において、公営住宅の所得基準に応じて月2万4,000円から5万1,000円に減額しており、市は、この家賃減額分を事業者に対して補助金として交付しております。

令和2年度の交付額は964万3,000円で、このうち、2分の1を限度として、国から市に補助金として交付されております。

次に、高齢者向け優良賃貸住宅制度の維持と事業者や入居者に与える影響についてでありますが、本制度の家賃減額補助は、高齢者向け住宅の供給を促進する先導的措置として、開設から20年間を限度に行うことを、補助金交付要綱や入居案内などを通じて、事業者や入居者の皆さんに理解していただいた上で実施しており、また、サービスつき高齢者向け住宅などの高齢者向け住宅の供給が拡大する中、家賃減額補助を受けずに運営している他の住宅の入居者や事業者との公平性の観点から、当該住宅への補助は、現在の管理期間が満了する令和5年3月をもって終了し、継続しない考えであります。

このことから、事業者においては、令和5年4月以降の運営に向けて、家賃やサービスの見直しを行うとともに、入居者においては、家賃などの変更により住み続けることが難しくなった場合の対応などが必要になるものと考えております。

今後の市の対応でありますが、事業者との協議につきましては、本年8月に管理期間終了後の対応について協議を行い、事業者に対し、現時点では家賃減額補助の継続は難しく、補助がない場合を想定した運営と、家賃設定を早期に検討されるよう提案をしたところであり、今後も継続的協議を行っていくこととしております。

次に、補助終了後の現入居者への対応でありますが、まずは、事業者において検討していただくもの、このように考えており、市といたしましては、事業者において、現入居者が入居を継続できる家賃やサービスの設定などを期待しているところであります。

しかしながら、入居の継続が困難な場合は、市営住宅への応募受付や、他の高齢者向け住宅の情報提供などを事業者と連携して行ってまいりたいと考えております。

次に、今後の市の対応につきましては、当該住宅の補助終了までの期間が限られておりますことから、できるだけ早期に利用者における補助終了後の運営の考え方を把握するとともに、事業者と連携して、入居者の意向や生活状況の確認を行い、現入居者の居住の安定確保に向けて対応してまいります。

次は、デジタル防災無線の運用について、運用の条件についてお答えいたしますが、初めに、高齢男性の行方不明事案に関する対応状況についてでありますが、この事案は、若草地区の高齢男性が6月25日金曜日に行方が分からなくなり、4日後の6月29日火曜日に発見されたものと、このように承知をしております。

危機管理課に対し、当該男性の御家族から6月28日月曜日に、電話により防災無線放送の依頼があり、最初の連絡があった時点では、事案の経過等が不明であったことから、ホームページやSNSなどを活用して広く情報提供を呼びかける方法について説明をした上で、通話後には、警察への捜索願の届出の状況や、地域SOSネットワークなど、その他の手段による捜索状況につい

て確認を行っておりました。
その間に、御家族から、再度、放送の依頼があり、町内会の皆さんによる捜索なども行われましたが、発見に至っていない状況も踏まえて、早急に防災行政無線による周知が必要と判断をして、同日16時27分に放送を行ったものであります。
次に、防災行政無線放送の決定についてでありますが、防災行政無線の管理運営に係る意思決定権は、設置者である首長にありますが、無線局の適正な管理及び効率的な運営を図るため、管理責任者及び無線局管理責任者を置くこととしており、それぞれ総務部長及び防災主管課長がその任に当たっております。
次に、エリアを限定した放送についてでありますが、現在、運用している防災行政無線は、あらかじめ設定した地区ごとに放送を行う機能を有しております。
なお、今回の事案については、行方不明者の行動範囲がどの程度であるか、予測がつかなかったため、市内全域を対象とした放送を行ったところであります。
次に、マニュアルの設定と市民周知についてでありますが、防災行政無線については、千歳市防災行政無線運用管理規程により運用しており、本件は、規程に定める防災通信のうち、その他住民の生命、身体及び財産を保護するために必要な事項に該当するものとして放送を行ったところであります。
防災行政無線については、災害時に事態の緊急性を伝え、確実に放送に対し、注意を向けてもらう必要があるため、用途を限定して使用する必要があるものと考えており、使用に当たっては、個別に事案の状況が異なるため、マニュアルに基づく一律の運用には適さないものと考えておりますが、緊急時には放送が行われることを知ってもらえるように、過去の放送における個別具体例をホームページに掲載するなど、運用事例の市民周知に努めてまいります。
放送の実施に当たっては、これまでも行方不明者の捜索や強盗事件の犯人の逃走があった場合など、関係機関からの要請などを基に、個別に事案の公共性、緊急性等により判断をしているところであり、今後も事案に応じて状況を見極め、適切に判断してまいります。
次に、戸別受信機への放送内容の録音についてでありますが、これまで、緊急地震速報訓練や、Jアラートの試験放送など、国による全国一斉の放送については、機器が正常に作動することを確認する目的もあって、自動で録音が行われる設定としておりましたが、録音時の機器の操作方法などについて問合せが多く寄せられていることから、市が直接実施する場合については、自動録音機能を設定せずに放送を行っているところであります。
現在においては、デジタル防災無線の運用開始後1年以上を経過し、戸別受信機の操作についても定着が図られたものと考えており、今後の運用に当たっては、市が直接放送を行うものについても、自動録音機能を設定してまいります。
次は、市民に夢と生きがいを与える施策について、チャレンジできる環境づくりについてお答えいたします。
初めに、平成28年から5年間の取組成果でありますが、市民スポーツの振興を図る取組として、千歳学出前講座市役所編メニューに、キンボール、スナッグゴルフ、カローリングなどのニュース

ポーツを登録し、町内会や学校、児童館など幅広い年齢層に利用されており、その講座利用者数は、平成28年度は1,420名、平成29年度が1,635名、平成30年度が1,920名、令和元年度が1,283名、令和2年度は114名となっております。

また、体育協会が実施している卓球、かけっこ、トランポリンなどのスポーツ教室については、平成28年が349名、平成29年度が388名、平成30年度が417名、令和元年度が340名、令和2年度が182名となっております。

令和元年度の2月から令和2年度末までは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実績値が少なくなっていることを考慮すると、これまでの5年間の参加者実績としては順調に推移をしており、市民がスポーツに親しむ機会の充実が図られてきているものと考えております。

次に、新たなチャレンジの場づくり、メニューづくりについてでありますが、本市には体育協会に加盟するスポーツ団体が34団体あり、野球、サッカーなどの球技をはじめ、柔道、剣道などの武道や、陸上、水泳のほか、スポーツチャンバラ、スナッグゴルフなどのニュースポーツまで、多種多様なスポーツを行うことができる環境にあります。

各スポーツ団体に所属する少年団や社会人チームでは、初めての方を受け入れる体験会などを行っているところも数多くあり、新たにスポーツに取り組みたいと考える市民の皆さんが、多様なスポーツを選択し、体験することができます。

また、温水プールにおいては、指定管理者が自主事業として、のびのびストレッチ教室や、アクアウォーキング教室などを実施しておりますが、これまでは、教室ごとに参加申込みが必要であるところを、参加者ニーズを踏まえ、令和2年度から自由選択制を取り入れ、1か月単位で参加者が興味のある教室を自由に選択し、体験できる仕組みを構築するなど、新たな取組を行っております。

今後も、引き続き、体育協会や指定管理者とも連携し、市民ニーズを把握しながら、市民が様々なスポーツに楽しめる機会の充実に努めてまいります。

次に、積極的な情報提供のうち、ホームページ上で情報を一元化ができないかでありますが、昨年12月、見やすさと使いやすさを向上させ、発信力の強化を図る目的で、市ホームページをリニューアルし、トップページの大幅な見直しにおいて、検索しやすくシンプルなデザインを採用したほか、市が主催または共催する主要なイベント等を掲載しているイベント案内の充実、また、イベント等をカレンダー形式に表示したイベントカレンダーを新設し、日付での検索を分かりやすくしたところであります。

また、本年3月には、市公式ツイッター、6月には市公式LINEを開設し、イベント情報等についても、適時、プッシュ型で発信しているほか、本年度中にLINEの拡張機能を活用して利用者が希望する情報を入手できるセグメント配信を開始することとしており、今後におきましても、市民ニーズに対応した情報発信に努めてまいります。

次に、世代間交流事業の推進についてでありますが、世代を超えた交流は、文化芸術、スポーツの分野にとどまらず、子育てや健康づくり、地域活動など幅広い分野で進めることができ、異世代への考えや行動に触れることは、新たな刺激を受け、意識の変化や多様な人間関係を築くきっか

けにつながる取組の一つであると考えております。
本市においても、スポーツ分野では、少年団活動の中で、保護者チームと児童チームが卒団記念試合を実施し、競技を通じ、世代を超えた交流の場を設定している団体も多くあるとともに、ニュースポーツとして出前講座で親しまれているカローリングにおいては、令和元年度から世代間交流を目的に世代を超えた大勢が楽しめる交流大会を開催するなどの取組を進めております。
今後につきましても、市民スポーツの振興を通じて、このような取組を継続できるよう、関係団体と連携していくとともに、文化芸術、子育てなど、様々な分野においても市民ニーズを踏まえながら各種施策を展開してまいります。
そのほかの市民に夢と生きがいを与える施策については、教育委員会から答弁があります。
私からは、以上であります。
◎佐々木教育長　ちとせの未来を創る会、北山議員の一般質問にお答えいたします。
市民に夢と生きがいを与える施策についてのチャレンジできる環境づくりについてであります。
初めに、平成28年度からの5年間の成果についてでありますが、芸術文化の振興に関する取組として、千歳学出前講座における芸術文化に関するメニューの拡充や、市民文化センター、市民ギャラリー等での文化鑑賞機会の提供、社会教育関係団体登録制度による文化関係団体などへの活動支援、チトセ市民芸術祭等を運営する千歳市文化団体連絡協議会への支援など、市民が芸術文化と触れ合う環境づくりに努めてきたところであります。
これらの成果については、昨年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの講座やイベントが中止となったため、参加人数などにより推しはかることは難しい状況ではありますが、出前講座の市民編に関しましては、芸術文化のメニューについて、平成28年度に比べ、令和3年度には24講座増加し、市民の学びの機会の拡充につながるなど、一定の成果があったものと認識しております。
また、新たなチャレンジの場づくりにつきましては、気軽に書道や音楽、ダンスなどの体験ができる出前講座や公民館教室などは、きっかけづくりの一つとして効果的と考えており、今後も市民ニーズを把握しながら魅力的なメニューづくりに努めてまいります。
次に、情報提供についてお答えいたします。
まず、行動やイベント情報のホームページ上での一元化についてでありますが、千歳市民活動交流センター、ミナクールでは、市内の文化、スポーツ、ボランティア活動を行う個人及び団体の活動拠点として市民団体が行う講座や市民活動に関するイベントなどの情報収集や提供を行っております。
教育委員会では、市が主催、共催の生涯学習に関する講座やイベント等の情報を収集するとともに、ミナクールに提供し、ミナクールでは、独自に収集した市民団体の講座等の情報を合わせた上で、ミナクールのホームページに一括掲載し、市のホームページにもリンクをしております。
このほか、教育委員会では、今年度から新たに千歳を学ぶスタンプラリー事業として、市や関係機関、市民団体などが提供する講座等の学習情報をテーマごとに分類し、関心のあるテーマについて、体系的に学ぶことができる取組を始めたところであり、今後は、これらの講座情報等につい

ても、市ホームページで公開するなど、市民の学習機会の充実を図ってまいります。
次に、市民団体の活動内容などの詳細情報に関するホームページへの掲載についてでありますが、現在、教育委員会が行っている取組としては、要覧ちとせに掲載している社会教育関係団体のうち、市ホームページへの掲載を希望する団体について、活動分野別に分類し、それぞれの活動内容や会費、会員募集のコメントなどの情報を掲載しております。
また、文化芸術スポーツ団体のうち、登録を希望する少年団体の情報をまとめた千歳市内少年団体等一覧表の概要版パンフレットを、毎年度、市内小中学校の全ての児童生徒に配付しているほか、活動内容や会費等の詳細情報について、市ホームページに公開しております。
千歳学出前講座のメニュー表に関しては、講座内容や講師の名称についてのみ掲載しておりますが、詳細についての問合せがあった際は個別に対応しております。
なお、現在、ホームページに掲載している生涯学習関係関連情報については、今後、見やすいようにレイアウトなどを変更し、利用者の利便性向上のため、改善を図ってまいります。
次に、市民からの問合せ等への一括した対応についてでありますが、ミナクールの業務の一環として、市民活動団体に関する紹介や、講座、イベント等の情報提供を行っておりますことから、今後も引き続きこれらの市民の問合せや相談に対応してまいります。
次に、世代間交流事業の推進についてお答えいたします。
芸術や文化を通した世代間交流については、高齢者にとっての生きがいづくりや、青少年にとってのコミュニケーション能力の向上などの効果に加え、伝統文化の継承や担い手の育成の面においても、非常に重要と考えております。
今年度から開始した千歳市教育振興基本計画においては、多様な主体の連携による学び合いと交流の場の充実や、地域に根差した文化芸術活動への支援充実を施策に位置づけており、今後も引き続き市民の連携や交流の機会の増進を図るとともに、文化芸術活動団体等が行う自主的な活動への支援を通し、世代を超え、共に文化芸術に触れ合う機会と文化の担い手の創出に取り組んでまいります。
私からは、以上であります。
◆12番北山議員　御答弁、ありがとうございました。
まず、1点目の高優賃の件に関しましては、事業者及び入居者の方と綿密にこれからも対応していただけるというお答えがありましたので、ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。
1点、ちょっと確認させていただきたいのは、大項目の2点目でお尋ねをしましたデジタル防災無線の運用の中で、中項目の2点目、マニュアルの策定と市民周知の部分です。
先ほど、市長から御答弁をいただいたところでは、防災無線については、マニュアル化することに適さないものがあると。ちょっとその内容については詳しく分かりませんが、それで、過去、こういう場合には防災無線で呼びかけを行っていますよといったものをホームページのほうに掲載して周知を図っていくような内容の御答弁だったかと思いますけれども、ちょっと今回のケースを省みると、1回目の通報ですぐに防災無線のほうにつながらなかったということもさることながら、やっぱり行方不明になってから御家族の方が防災無線での呼びかけを市に依頼したというのが3日後

だったということ、これは非常にちょっと致命的だったのかなとやっぱり思うところなのですよね。
それで、一応、お聞きしたところでは、やはり御家族の方は、そういう防災無線で行方不明者の呼びかけをしてくれるということは分からなくて、町内会の方から市に相談したほうがよいよということを聞いて、月曜日になってからお願いできないでしょうかという電話をしたということも聞いております。
そういったことから考えますと、今回のケース、もし初日とは言わないまでも、次の日のやっぱり午前中ぐらいに防災無線で呼びかけがされていれば、先ほど言ったような警備員の方の耳に届いて、この辺で見ましたよというようなことが入っていれば、もうちょっと早期に発見されたのじゃないかと、やっぱりそういう後悔がちょっと残る話なのですよね。
今、御答弁の内容は聞きましたけれども、そこのホームページのほうで載せるというのは、マニュアルにするのはちょっとそぐわないという部分の内容もお聞きしたいのですけれども、そういうのは、先ほど私が申し上げたように、町内会などに、こういうケースについては大丈夫ですけど、こういうケースについてはちょっとというような部分もやっぱり双方向での意見交換というのをした上で防災無線を適切に運用していただくと。
何が何でも全部防災無線で呼びかけなきゃならないとは私も思わないのですよね。それは、やっぱりこういう今回みたいに行方不明の場合でも勘違いということもありますから、きちっと警察に捜索願が出ている、そういうことがまず大前提で、防災無線で呼びかけますよというようなことは、当然、そういう運用を図っていただくのはよいと思うのですけれども、ただ、それがはっきりと分かっていれば、すぐにこういう場合は市役所に言えば無線で流してくれるのだなということが分かっていたら今回のようなケースを防げると思いますので、その辺の特に予防策ということを踏まえて、どこまでできるのかというところをちょっと分かりやすくもう一度教えていただけないかなと思います。
◎澤田総務部長　先ほど、市長からマニュアル化には適さないというふうにお答えしておりますが、行方不明の事案一つとってみても、時間や場所、天候あるいは年齢、その方の健康状態、さらには、事件性があるかどうかというのは警察の判断にもよります。公表するか、しないかというのは、そういったこともございます。
あとは、そのほか、過去の事例では、市内で強盗事件が発生して犯人が逃走している場合、こういった事例もありました。
今後、想定できるものとしては、例えば、札幌市なんかで住宅街に熊が出て、しかも、周辺をまだうろついている、そういった事案について、防災無線で周知することは可能と考えておりますけれども、いずれにしましても、様々なケースがあって、その時々の緊急性とか、人に与える、命に与える危険の蓋然性、そういったものを判断した上で、警察などの関係機関と協議、了解の下、放送する、そういう仕組みになっております。
したがいまして、個々の判断でやっていかなければならない状況となっておりますので、ただ、こういった事例は放送していますよということをホームページ等で市民に周知して、こういうことならやってくれるのだと、そういったことを周知することは可能と考えておりますので、なかなか、そこ

で、マニュアル化とか、そういった一定のルールというのは難しいものと考えております。
◆12番北山議員　ちょっと納得はしておりませんが、分かりました。
　今のホームページに掲載する内容については理解したのですが、そこの同じような内容を町内会等のほうに直接御説明なり、パンフレット的な形でお伝えするというようなことについては可能でしょうか。
◎澤田総務部長　市町連を通じて可能と思います。
　ただ、行方不明事案につきましては、警察からの要請があるのが基本なのです。今回の事案につきましても、過去、これまで警察からの要請に基づいて放送しています。今回は、御家族から直接依頼があったのですが、その結果、私どもとしては、その事件の概要、事実関係を全て確認した上でないと、さらに、警察の意見を聞いた上でないと放送できない、そういったことがありましたので、その間に2度目のお電話がかかってきたということであります。
　こういうことも含めて、防災無線の使用の仕方とかについては、町内会にどういった周知ができるか、検討してまいります。
◆12番北山議員　いずれにしても、市民の方に誤解を招かないように、人命に関わることですので、しっかりと今後も対応していただきたいというふうにお願い申し上げて、私の質問を終わります。
　ありがとうございました。
○山崎議長　これで、北山議員の一般質問を終わります。
　お疲れさまでした。